

第2回検討会議での主な指摘事項（ポイント）

1. 正規版流通の促進

- マンガの海外展開については、読者側にもマンガを読むための技術が必要であり、例えば、それぞれの国の民話や馴染みのあるストーリーを小冊子にして子供向けに配布するといった地道な取り組みが必要と感じている。
- なぜ海賊版ができるかを考えると、現状の正規版サイトが顧客にとって必ずしも使い勝手がよくないといった側面もあるのではないか。出版業界全体で協力し、ユーザーが見やすいインターフェースを作り上げることを検討しているのか。
- 海外へのマンガ誌の同時配信は、現時点でもほぼできている状況ではあるが、今後も努力を続けていく。

2. これまでの対策の評価

（対策に関する評価等コメント）

- CDN事業者への提訴について。米国内では、DMCA（デジタルミレニアム法）に基づき、対応を行わないようであれば損害賠償義務を負う可能性があり、更には日本国内でも提訴を行うことはできる。こうした手段を尽くすべきではないか。
- CDN事業者への対策は、社会の雰囲気も変わりつつあるのでやれることはやるべきだが、彼らは中継サーバーでしかなく差止めも間接強制となる。このため、海外での法的手続きは避けられない上に、その間に他のCDN事業者に逃れるおそれがある。あくまで本丸を叩くべきであり、中継サーバーへの対応が後回しになったことは理解できる。
- 刑事告訴は、捜査の前提ではない。意外と理解されていないが、著作権侵害事案では、現状、親告罪であるため、警察への相談を繰り返して最後に刑事告訴を行うのが一般的。
- 検索エンジンの結果表示等の啓発広告については、通信関係会社の方に蓄積があるのではないか。権利者と通信関係会社との間での話し合いが重要。
- 運用側広告は隅々に広告を行きわたらせる便利な仕組である一方、海賊版サイトの運営者などがその隙をついて悪用もできる形になっているのではないか。
- 啓発活動も有益だが、現状、静止画（出版物）のダウンロードが刑事罰の対象外となっている中で、その効果には限界があるのではないか。
- 最大の問題は、違法サイトにお金が行くこと。広告業界の対応策としては自主的かつ個社の取り組みだけで十分なのか、法的ルールがなくて良いのか、といった点に関して広告業界全体としてどのように捉えているのか。
- 国内で広告対策が進んだとしても、海賊版サイトの運営者側が、悪質な広告主や海外の広告事業者から出稿を得て資金を得る可能性もある。こうした事への対策、すなわち、海外事業者をどう巻き込んでいくのか、今後の展開について考えがあれば教えて欲しい。
- 4月の緊急対策について3サイトを特定する事自体が検閲と考えるが、出版社としてはどのように捉えているのか。
- 電子コミックの売り上げの回復状況について数字がまとまった段階で教えて欲しい。
- サイトそのものを停止させるのが最も良い事は間違いないが、一方で、海外のサーバーからの配信について、国際的な執行や間接的な手法ではサイトが停止できない場合が

必ず出て来る。そうした場合には、サイトブロッキングでしか対応できない状況。ブロッキングを行うとして、どのような問題があるのかという事もしっかり議論をするべき。

- 著作者への収益の中で電子コミックからの収入の割合が増加しているということは、コンテンツの流通の場が劇的に変化しているということ。流通の場で主軸になり始めているインターネット上で著作権保護の対策を十分にとってきたのか、という問題だが、議論の中でもこれまで、出版社として数百万件の削除要請をしたにもかかわらず、再アップロードされ、閉鎖に追い込めなかったことや、民事・刑事・広告対策という様々な手法を採っている事が確認された。これらは、立法事実として重要な点。

(これまで実施してきた対策の概要)

- CDN事業者に対して民事訴訟は行っていない。これは、CDN事業者のサーバー自体にデータがあるわけではなく、情報開示請求をした場合にも、別のサーバーの所在を開示するのみであり、あまり意義があると考えられないため。
- CDN事業者に対し訴えを提起したとしても、中継サーバーは他にもあり、すぐに他サーバーに逃げるだけ。また、仮に日本で提訴したとしても、(サーバーが設置されている) 本国には何ら影響がないため対策の効果には限界がある。
- (運営者が特定可能で) 運営者に対する刑事告訴や行政投訴が可能である場合には実施している。
- CDN事業者を日本で訴える事の実効性の問題がある。出版社としての海外展開も進む中、国外においても、当該国向けの海賊版サイトも存在し、そうしたサイトに対しての対策もあり、訴訟等についても優先順位を付けざるを得ない状況。
- 警察への捜査協力についても、相当程度の期間をかけて実施している。
- レジストラへの停止要請については、DMCA に基づいた訴えを無視することを標榜している業者もおり限界がある。
- スマートフォン、携帯からのアクセスへのフィルタリングについては、これからの課題。権利者の立場からは、各事業者に任意にお願いする形となり、スムーズには行っていない。

(以上)